

令和5年度

# 市税のしおり



横須賀市税務部

# 市税納期カレンダー

令和5年度の市税の納期は次のとおりです。

月	個人市民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 (種別割)
4月			
5月		第1期 ～5月31日	全期 ～5月31日
6月	第1期 ～6月30日		
7月		第2期 ～7月31日	
8月	第2期 ～8月31日		
9月			
10月	第3期 ～10月31日		
11月			
12月		第3期 ～1月4日	
1月	第4期 ～1月31日		
2月		第4期 ～2月29日	

## キャッシュレス納付のご案内

スマートフォン等を利用して自宅やオフィスから市税の納付ができます。

○eL-QR (QRコード) 又はバーコードが印字された納付書が対象

○対象税目：市・県民税 (普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税 (種別割)

《便利です！》納期ごとに市役所や金融機関へ出かける手間がなくなります。

《安全です！》納めるために現金を持ち歩くことがなくなります。

①詳しくは[▶29ページ]をご覧ください。

## 市税の納付は口座振替で！

お申込みいただくと、ご指定の口座から、納期限に振替納付できます。仕事や家事にお忙しい方に、特におすすめです。

《便利です！》納期ごとに市役所や金融機関へ出かける手間がなくなります。

《確実です！》うっかり納め忘れることがなくなります。

①詳しくは[▶31ページ]をご覧ください。

《安全です！》納めるために現金を持ち歩くことがなくなります。

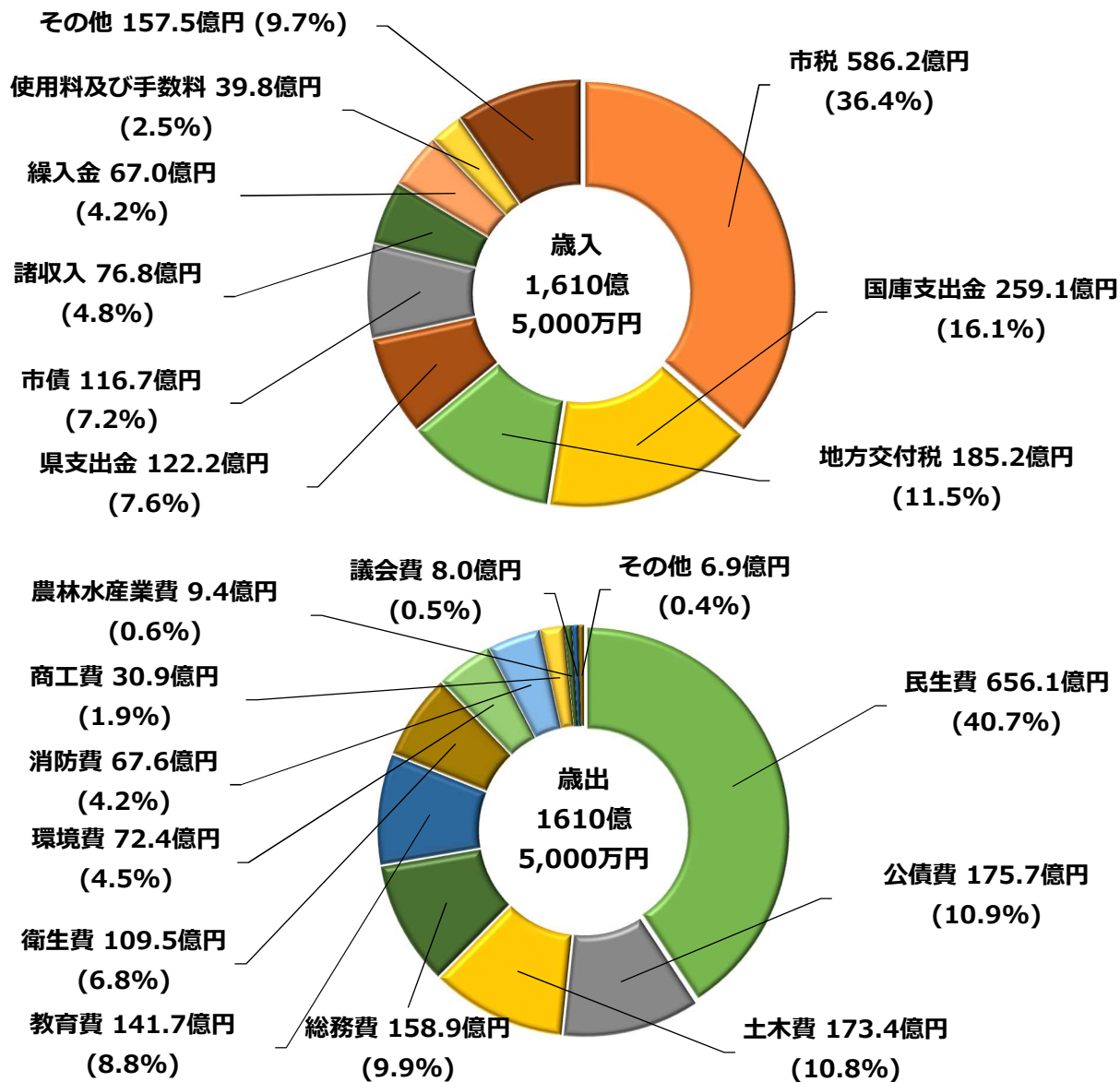
<b>1 市税の概要</b>		市税の概要
<a href="#">横須賀市の予算と市税の収入</a>	1	
<a href="#">税金の種類</a>	3	
<b>2 税目それぞれの解説</b>		個人市民税 法人市民税
<b>個人市民税・法人市民税</b>		
<a href="#">個人市民税</a>	5	
<a href="#">法人市民税</a>	19	
<b>固定資産税・都市計画税</b>		都市計画税 固定資産税
<b>固定資産税</b>		
<a href="#">固定資産税</a>	20	
<a href="#">都市計画税</a>	21	
<b>軽自動車税</b>		軽自動車税
<b>軽自動車税（種別割）</b>		
<a href="#">軽自動車税（種別割）</a>	22	
<a href="#">軽自動車税（環境性能割）</a>	26	
<b>その他の税</b>		その他の税
<b>事業所税</b>		
<a href="#">事業所税</a>	26	
<a href="#">市たばこ税</a>	27	
<a href="#">入湯税</a>	27	
<b>3 市税の納付</b>		市税の納付
<b>市税の納め方</b>		
<a href="#">市税の納め方</a>	28	
<a href="#">減免</a>	32	
<a href="#">納税の相談</a>	32	
<a href="#">市税を滞納すると</a>	33	
<b>4 市税の証明</b>		市税の証明
<a href="#">市税の証明</a>	34	
<b>5 不服の申し立て</b>		不服の申し立て
<b>審査請求</b>		
<a href="#">審査請求</a>	35	
<a href="#">固定資産評価審査の申出</a>	35	
<b>6 お問い合わせ先</b>		お問い合わせ先
<b>市税についてのお問い合わせは</b>		
<a href="#">市税についてのお問い合わせは</a>	36	
<a href="#">市税以外のお問い合わせは</a>	37	

## 横須賀市の予算と市税の収入

令和5年度予算のうち、一般会計当初予算額は1,610億5,000万円です。そのうち、皆様に納めていただく市税による収入は586億1,765万3千円と全体の36.4%を占め、最も重要な財源となっています。

### ◎ 令和5年度当初予算の概要

#### ■ 一般会計歳入・歳出（1,610億5,000万円）



皆様に納めていただく市税額を1人あたりに換算すると、151,000円です。一方、横須賀市全体の費用は、一般会計だけで1人あたり、414,867円です。この1人当たりの市税額と費用の差は、国や県からの補助金、市債などで賄われます。

- ❗ 1人当たりの金額は、令和5年度市税予算額、一般会計当初予算額を令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口388,197人で割って算出したものです。
- ❗ 一般会計の1人当たり金額については、端数の調整を行っています。

## ◆歳出の区分と主な内容

区 分	主 な 内 容
民 生 費	福祉、子育て環境
公 債 費	借入金の返済
土 木 費	道路などのまちづくり
総 務 費	庁舎管理や戸籍など
教 育 費	学校、社会教育
衛 生 費	健康や医療対策
環 境 費	環境やごみ処理
消 防 費	消防・救急活動
商 工 費	商工業、観光の振興
農 林 水 産 業 費	農業、水産業の振興
議 会 費	議会の運営

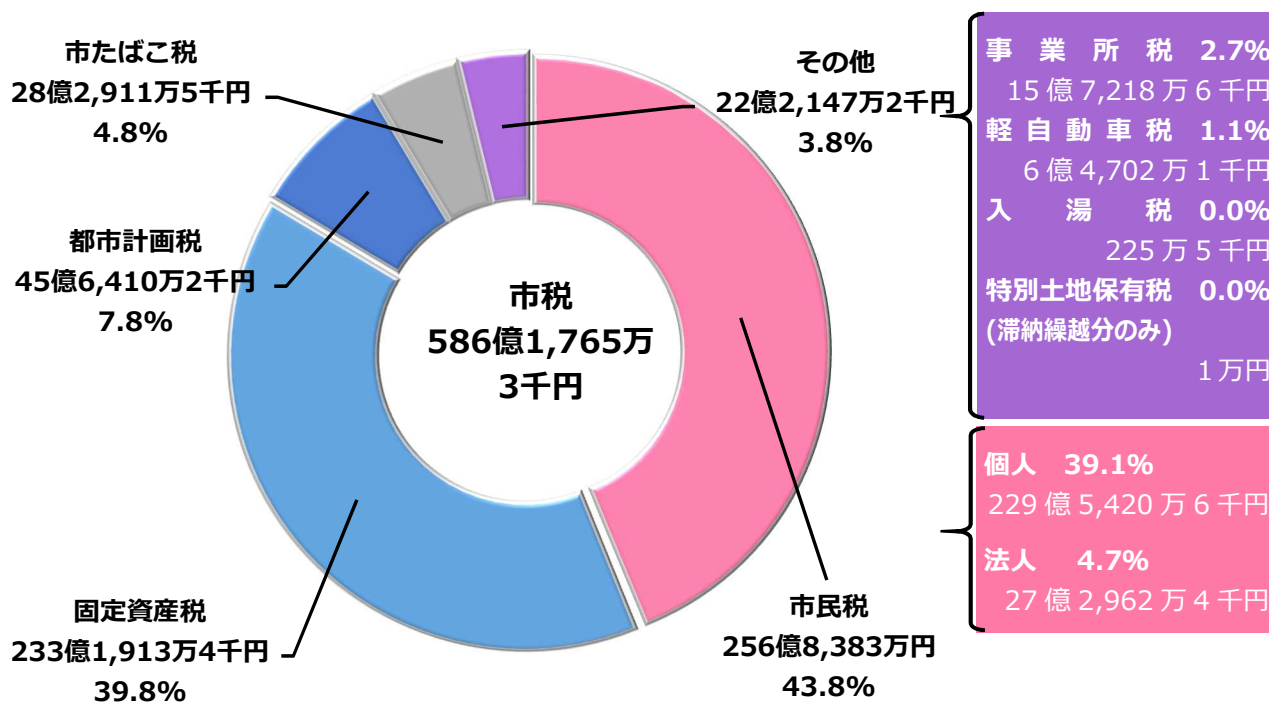
❗ 予算額と使いみちの詳細は、横須賀市ウェブサイトに掲載しています。

「財政」 検索 🔍

財務課 ▶ ☎ 046-822-8163

## ■市税歳入予算の内訳

令和5年度市税収入の予算総額 586 億 1,765 万 3 千円のうち、皆様にとって最も身近な市民税が 256 億 8,383 万円、固定資産税が 233 億 1,913 万 4 千円で、この2税で市税の 83.6%を占め、市税収入の中心となっています。

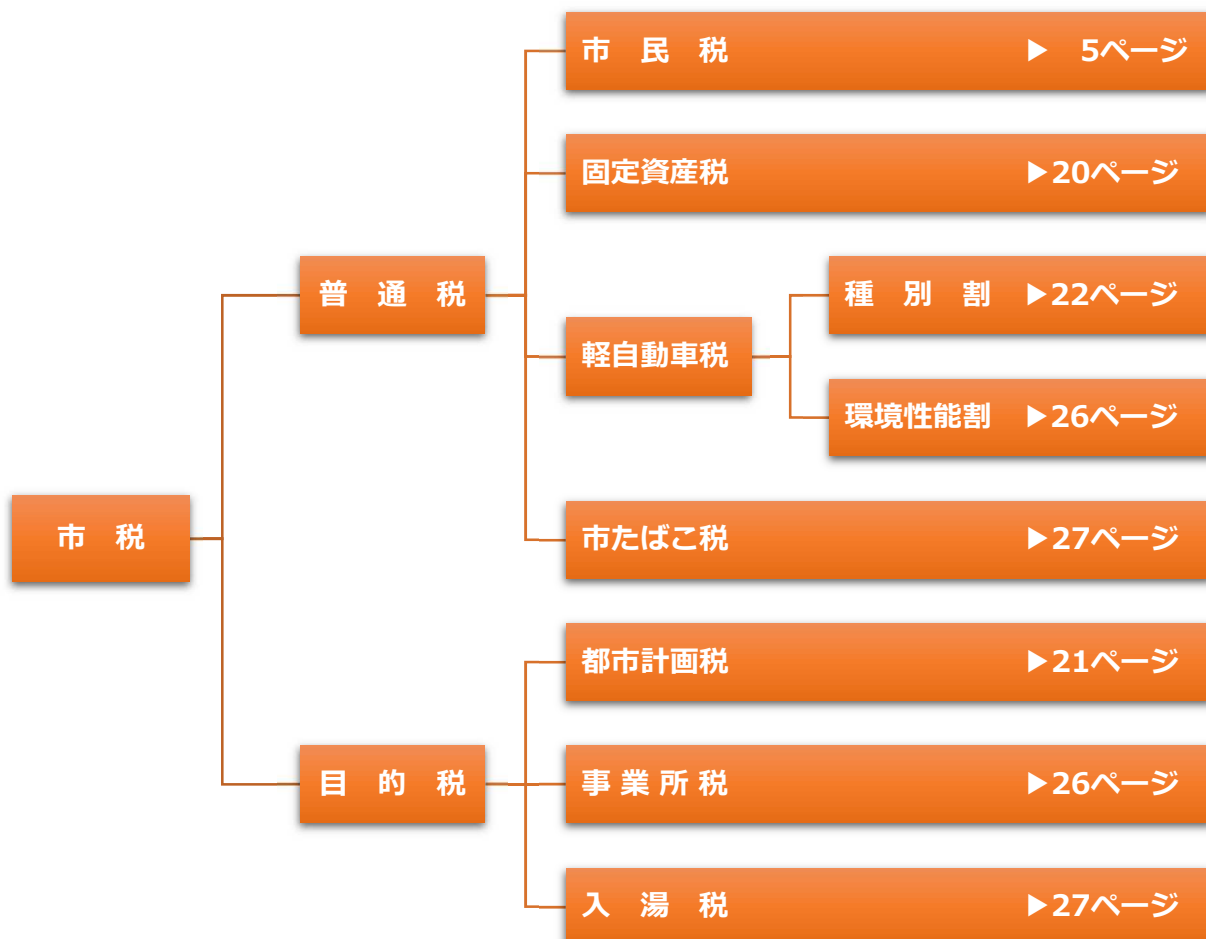


❗ パーセンテージ表記は小数点第二位で四捨五入を行っています。

## 税金の種類

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」があり、地方税は都道府県に納める「道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分かれます。横須賀市に納めていただく税金は、「市税」です。

### ■ 税の体系図（横須賀市の場合）



❗ 国税・県税を含んだ分類は、横須賀市ウェブサイトに掲載しています。

[「税の種類と分類」](#)

検索 🔍

### ■ 市税の分類

#### ◆ 使いみちによる分類

**普通税** 使いみちが特定されておらず、市のどのような事業の経費にもあてることができるもの

**目的税** 使いみちが特定の事業の経費にあてなければならないとされているもの

#### ◆ 納める人による分類

**直接税** 納める義務のある人（納税者）と負担する人（担税者）が同じであるもの

**間接税** 納める義務のある人（納税者）と負担する人（担税者）が異なるもの

#### ◆ 課税される対象による分類

**所得課税** 個人や法人の所得に対して課税すること

**消費課税** 物品の消費やサービスの提供などに対して課税すること

**資産課税** 資産に対して課税すること

## ◆横須賀市の市税の分類表

	普通税		目的税	
	直接税	間接税	直接税	間接税
所得課税	市民税			
消費課税	軽自動車税	市たばこ税		入湯税
資産課税	固定資産税		事業所税 都市計画税	

## 2 税目それぞれの解説

### 個人市民税

市民税課▶

☎ 046-822-8192

個人市民税は、一般に個人県民税とあわせて『個人住民税』や『市・県民税』と呼ばれ（本冊子では以下「市・県民税」といいます。）、福祉や教育などの日常生活に結びついた様々な行政サービスに使われています。

この税金は、個人県民税と合わせて納めていただいている税金で、その内訳として、一定の額を負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割があります。

#### ■ 納める人（納税義務者）

前年に所得があった人に、次のとおり課税されます。

#### ◆ 市民税の納税義務者

納 税 義 務 者	市 民 税	
	均 等 割	所 得 割
1月1日に市内に住所がある人	○	○
1月1日に市内に住所はないが、市内に家や事務所・事業所がある人	○	—

#### ◆ 市民税が課税されない人

均等割も所得割もかからない人	① 1月1日に生活保護法による生活扶助を受けている人 ② 1月1日に障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の人 ③ 扶養家族なしの場合、前年の合計所得金額が、45万円以下の人 ④ 扶養家族ありの場合、前年の合計所得金額が、35万円×（本人、同一生計配偶者（※1）、扶養親族の人数）+31万円以下の人
所得割がかからない人	① 扶養家族なしの場合、前年の総所得金額等が45万円以下の人 ② 扶養家族ありの場合、前年の総所得金額等が35万円×（本人、同一生計配偶者（※1）、扶養親族の人数）+42万円以下の人 ③ 所得控除の合計金額が、総所得金額を上まわる人（山林、退職、譲渡などの分離所得がある人を除く）

（※1）「同一生計配偶者」とは、本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の人です。

#### ■ 納める額（税額の計算方法）

市・県民税の税額は、一定の金額が課税される均等割と、前年1年間の所得に応じて課税される所得割の合計金額です。

#### ◆ 税額

$$\boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{所得割額}} = \boxed{\text{年税額}}$$

#### ◆ 均等割額

区 分	均 等 割 の 年 税 額	
市民税	3,500 円	合計 5,300 円
県民税	1,800 円（超過課税分 300 円を含む。）	

① 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき平成26年度から10年間、市民税・県民税ともに500円引き上



げられています。

◆ **総合課税**（分離課税は[▶12 ページ]をご覧ください。）

### ① 所得割の税率

区分	所得割の税率	
市民税	6%	合計
県民税	4.025%	10.025%

① 県民税には超過課税分 0.025%を含みます。

### ② 市・県民税の構成

市・県民税の構成を図にまとめると、次のようになります。

市・県民税		所得割（税率）市・県民税合計 10.025%	
均等割 市・県民税合計 5,300 円		市民税所得割税率 6%	県民税所得割税率 4.025%
市民税均等割 3,500 円	県民税均等割 1,800 円		

### ③ 所得割額の計算

所得割額は一般的に次の方法で計算されます。

#### (1) 所得金額の計算[▶7、8 ページ]

所得割額の税額計算をする上で、その基礎となるのは所得金額です。この所得金額は、一般に収入金額から必要経費を差し引いて計算されます。

$$\text{前年中の収入金額} - \text{必要経費など} = \text{前年中の所得金額}$$

#### (2) 所得割額の計算

**所得割額** ① 100 円未満切り捨て

#### 算出所得割額

#### 課税所得金額

前年中の  
所得金額

所得控除額

▶ 9、10 ページ

×

税率 (10.025%)

・ 市民税 6%  
・ 県民税 4.025%

税額控除額

▶ 11 ページ

① 1,000 円未満切り捨て

## ◆ 所得の種類

所得の種類		所得金額の求め方	
①	利子所得	預貯金の利子など(※1)	収入金額
②	配当所得	株式や出資の配当など(※2)	収入金額－負債の利子
③	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
④	事業所得	事業をしていて生じる所得	収入金額－必要経費
⑤	給与所得	会社員、パート、アルバイトの給与など	下表「給与所得金額の計算」▼
⑥	退職所得	退職金など(※2)	▶13ページ
⑦	山林所得	山林を売って生じる所得(※2)	収入金額－必要経費－特別控除額
⑧	譲渡所得 (総合課税)	機械や貴金属、ゴルフ会員権など資産を 売って生じる所得	収入金額－取得費等の経費 －特別控除額(※3)
	譲渡所得 (分離課税)	土地や建物を売って生じる所得(※2)	収入金額－取得費等の経費 －特別控除額
⑨	一時所得	株式などを売って生じる所得(※2)	収入金額－取得費等の経費
		生命保険の一時金、懸賞当選金など	収入金額－必要経費 －特別控除額(※3)
⑩	雑所得	公的年金等(遺族年金、障害年金を除く)	▶8ページ
		他の所得に当てはまらない所得	収入金額－必要経費

(※1) 利子所得については、国外の銀行の利子など特別な場合を除いて、利子等の支払時に県民税(税率5%)が特別徴収され課税関係が終了するため、申告をする必要はありません。

特定公社債等の利子については申告分離の選択が可能です。

(※2) 申告分離を選択した特定の配当所得、退職所得、山林所得、譲渡所得(分離課税)等については、他の所得と分離して、それぞれの所得ごとに所得割額を計算します。これを分離課税といいます。

(※3) 保有期間が5年を超える資産の譲渡所得(総合課税)、一時所得については、それぞれの所得を合計し、その2分の1が課税対象となります。

所得の分離(申告・課税)について▶12ページ

## ◆ 給与所得金額の計算

所得の種類表「⑤給与所得」は、給与の収入金額をもとに次により計算した金額です。

給与等の収入金額	給与所得の金額
550,999円まで	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	{収入金額÷4,000(小数点以下切り捨て) ×4,000}×0.6+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	{収入金額÷4,000(小数点以下切り捨て) ×4,000}×0.7－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	{収入金額÷4,000(小数点以下切り捨て) ×4,000}×0.8－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

○子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が 850 万円以上で、次の要件のいずれかに該当する場合は、給与所得の金額に所得金額調整控除が適用されます。

- ① 本人が特別障害者に該当する場合
- ② 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合
- ③ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合

所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 - 850 万円) × 0.1 (15 万円が上限)

◆ 公的年金等の所得金額の計算

[▶前ページ]所得の種類表「⑩雑所得」のうち、公的年金等（国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金など）の所得金額は、その収入金額をもとに次により計算した金額です。

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下の場合	1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合	2,000 万円を超える場合
65 歳未満 昭和 33 年 1 月 2 日生～	1,299,999 円まで	収入金額 - 600,000 円	収入金額 - 500,000 円	収入金額 - 400,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円	収入金額 × 0.75 - 275,000 円	収入金額 × 0.75 - 175,000 円	収入金額 × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円	収入金額 × 0.85 - 685,000 円	収入金額 × 0.85 - 585,000 円	収入金額 × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円以上	収入金額 - 1,955,000 円	収入金額 - 1,855,000 円	収入金額 - 1,755,000 円
	65 歳以上 ～昭和 33 年 1 月 1 日生	3,299,999 円まで	収入金額 - 1,100,000 円	収入金額 - 1,000,000 円
3,300,000 円から 4,099,999 円		収入金額 × 0.75 - 275,000 円	収入金額 × 0.75 - 175,000 円	収入金額 × 0.75 - 75,000 円
4,100,000 円から 7,699,999 円		収入金額 × 0.85 - 685,000 円	収入金額 × 0.85 - 585,000 円	収入金額 × 0.85 - 485,000 円
7,700,000 円から 9,999,999 円		収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000 円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000 円
10,000,000 円以上		収入金額 - 1,955,000 円	収入金額 - 1,855,000 円	収入金額 - 1,755,000 円

❗ 年齢は前年 12 月 31 日現在

○給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計金額が 10 万円を超える場合は、給与所得に所得金額調整控除が適用されます。

所得金額調整控除 =

(給与所得 (10 万円が上限) + 公的年金等雑所得 (10 万円が上限)) - 10 万円

## ◆所得控除

医療費の支出や扶養親族の状況など、納税者一人ひとりの事情に応じた税負担を求めるために所得控除があります。一部を除いて所得税の控除額とは異なります。

控除の種類		控除の内容 控除額
1	雑損控除	前年中に災害（震災・火災・風水害など）又は盗難や横領により、資産に損害を受けた場合の控除 次のいずれか多い額 ◇（損失額－保険金などによる補てん額）－（総所得金額等×1/10） ◇ 災害関連支出金額－5万円
2	医療費控除	前年中に支払った医療費の控除（次の1、2のいずれか） 1.（支払った医療費－保険金などによる補てん額）－{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額} ❶ 限度額は200万円 2. 健康保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行った人が、一定のスイッチO T C医薬品を購入した場合 支払った医薬品購入費－12,000円 ❶ 限度額は88,000円
3	社会保険料控除	前年中に支払った社会保険料（健康保険・介護保険・国民年金などの保険料や年金基金・共済組合などの掛金）の控除 支払った金額の全額
4	小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度の共済契約や心身障害者扶養共済の掛金及び確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金又は、個人型年金加入者掛金を支払った場合に適用される控除 支払った金額の全額
5	生命保険料控除	前年中に支払った生命保険料（①新契約（※1）・②旧契約（※2）） 個人年金保険料（③新契約・④旧契約） 介護医療保険料（⑤新契約のみ） }の控除 新契約の控除額（上記①、③、⑤が該当） ❶ 限度額は28,000円 ◇ 12,000円以下の場合・・・支払保険料の全額 ◇ 12,001円～32,000円の場合・・・支払保険料×1/2+6,000円 ◇ 32,001円～56,000円の場合・・・支払保険料×1/4+14,000円 ◇ 56,001円以上の場合・・・28,000円 旧契約の控除額（上記②、④が該当） ❶ 限度額は35,000円 ◇ 15,000円以下の場合・・・支払保険料の全額 ◇ 15,001円～40,000円の場合・・・支払保険料×1/2+7,500円 ◇ 40,001円～70,000円の場合・・・支払保険料×1/4+17,500円 ◇ 70,001円以上の場合・・・35,000円 ❶ 新旧両方の契約の控除を受ける場合の限度額は28,000円 ❶ 全ての保険料控除の合計限度額は70,000円
6	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料等の控除（契約毎に次の1、2のいずれか） 1. 前年中に本人又は生計を一にする配偶者や親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険の対象とする、地震保険料や掛金 2. 旧長期損害保険料【経過措置】 （平成18年末日までに締結した一定の長期損害保険契約に係る保険料） 1. 支払った地震保険料の金額×1/2 ❶ 限度額は25,000円 2. 長期損害保険契約の支払保険料を次に当てはめた金額 ❶ 限度額は10,000円 ◇ 5,000円以下の場合・・・支払保険料の全額

		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 5,001 円～15,000 円の場合・・・支払保険料×1/2 + 2,500 円</li> <li>◇ 15,001 円以上の場合・・・10,000 円</li> </ul> <p>3. 前記 1 と 2 の両方がある場合はその合計金額 <b>!</b> 限度額は 25,000 円</p>
7	障害者控除	<p>本人又は同一生計配偶者、扶養親族のうち障害者がいる場合に適用される控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 障害者 1 人につき・・・26 万円</li> <li>◇ 特別障害者に該当する場合・・・30 万円</li> <li>◇ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ本人又は配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている場合・・・53 万円</li> </ul>
8	ひとり親控除	<p>現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が不明な人のうち、次のすべてに該当する場合に適用される控除。ただし、事実婚と認められる一定の人がいる場合は適用されません</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 前年の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子を有している <span style="float: right;">30 万円</span></li> <li>◇ 前年の合計所得金額が 500 万円以下である</li> </ul>
9	寡婦控除	<p>ひとり親に該当しない人で、夫と死別・離別した後に婚姻していない人又は夫の生死が不明な人に該当する場合、また、離別の場合は、扶養親族を有している際に適用される控除。ただし、事実婚と認められる一定の人がいる場合は適用されません</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 前年の合計所得金額が 500 万円以下の人・・・26 万円</li> </ul>
10	勤労学生控除	<p>大学や高校などの学生や生徒で、前年の合計所得金額が 75 万円以下でかつ当該金額のうち自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の人の控除</p> <p style="text-align: right;">26 万円</p>
11	配偶者控除	<p>同一生計配偶者があり、本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である場合に適用される控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 一般配偶者控除（年齢が 70 歳未満の配偶者）・・・33 万円</li> <li>◇ 老人配偶者控除（年齢が 70 歳以上の配偶者）・・・38 万円</li> </ul>
12	配偶者特別控除	<p>本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 48 万円超で 133 万円以下である場合に適用される控除</p> <p style="text-align: center;">1 万円～33 万円</p> <p><b>!</b> 控除額は本人と配偶者の前年の合計所得金額に応じて算出されます。</p>
13	扶養控除	<p>本人と生計を一にする親族等の前年の合計所得金額が 48 万円以下である場合の控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 一般扶養控除（16 歳以上 19 歳未満、又は 23 歳以上 70 歳未満） ・・・1 人につき 33 万円</li> <li>◇ 特定扶養控除（19 歳以上 23 歳未満）・・・1 人につき 45 万円</li> <li>◇ 老人扶養控除（70 歳以上）・・・1 人につき 38 万円</li> <li>◇ 同居老人扶養控除（70 歳以上で、本人又は配偶者の直系尊属であり、本人又は配偶者と同居している場合）・・・1 人につき 45 万円</li> <li>◇ 年少扶養親族（16 歳未満）・・・0 円</li> </ul> <p><b>!</b> 年齢は前年 12 月 31 日現在</p>
14	基礎控除	<p>合計所得金額が 2,500 万円以下である場合に適用される控除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 2,400 万円以下・・・43 万円</li> <li>◇ 2,400 万円超～2,450 万円以下・・・29 万円</li> <li>◇ 2,450 万円超～2,500 万円以下・・・15 万円</li> <li>◇ 2,500 万円超・・・0 円</li> </ul>

## ◆ 税額控除

税源移譲によって個々の納税者の負担が変わらないよう調整するためや、二重課税を排除するために税額控除があります。

控除の種類		控除の概要
		控除の説明・補足
1	調整控除	<p>税源移譲による個々の納税者の負担が変わらないよう、合計所得金額 2,500 万円以下の人が所得税と市・県民税の人的な所得控除額の差に基づく負担を調整するための控除</p> <p>1. 課税所得金額が 200 万円以下の場合            ・ 人的な所得控除額の差額の合計額            ・ 課税所得金額</p> <p>2. 課税所得金額が 200 万円を超える場合            { 人的な所得控除額の差額の合計額 - (課税所得金額 - 200 万円) } × 5 %</p> <p>① 計算の結果が 2,500 円未満の場合 (マイナスの場合を含む) は 2,500 円            (市民税 1,500 円、県民税 1,000 円)</p> <p>① 人的な所得控除額の差額は[▶次ページ]の表参照</p>
2	配当控除	<p>配当所得がある場合の控除</p> <p>配当所得から計算した金額を控除します。ただし、分離課税を選択した配当所得や、一部の配当所得については、適用されません。</p>
3	住宅借入金等特別税額控除	<p>住宅ローン控除額が所得税から控除しきれない場合の控除</p> <p>市・県民税の控除額は、所得税から控除できなかった残りの金額です。ただし、所得税の課税所得金額に応じて上限額があります。</p>
4	寄附金税額控除	<p>都道府県や市区町村、神奈川県共同募金会、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県や横須賀市が条例で指定した団体に対して寄附をした場合の控除</p> <p>対象となる寄附金額は総所得金額等の 30%が上限で、控除額は 2,000 円を超えた寄附金額の 10%です。さらに、総務大臣の指定を受けた都道府県や市区町村に対して寄附をした場合は、所得割額の 20%を上限に上乗せの控除があります。</p>
5	外国税額控除	<p>外国で所得税又は地方税に相当する税を課された場合の控除</p> <p>所得税から控除しきれなかった額は、所得税の控除限度額から計算した金額を限度として、県民税所得割、市民税所得割の順に控除します。</p>
6	配当割額控除	<p>配当割額が特別徴収された配当所得等を申告した場合の控除</p> <p>配当割額が所得割額から控除しきれない場合は、充当又は還付します。</p>
7	株式等譲渡所得割額控除	<p>株式等譲渡所得割額が特別徴収された株式等譲渡所得等を申告した場合の控除</p> <p>株式等譲渡所得割額が所得割額から控除しきれない場合は、充当又は還付します。</p>

◆調整控除算出のための人的な所得控除の差額一覧

控除の種類		金額	控除の種類		金額
基礎控除		5万円	配偶者控除	本人の合計所得金額と配偶者の年齢や前年と合計所得金額に応じて算出	2万円～10万円
障害者控除	普通	1万円			
	特別	10万円	扶養控除	一般	5万円
	同居特別	22万円		特定	18万円
ひとり親控除	父	1万円		老人	10万円
	母	5万円		同居老親	13万円
寡婦控除		1万円	配偶者特別控除	本人と配偶者の前年の合計所得金額に応じて算出	0円～5万円
勤労学生控除		1万円			

◆分離課税

次の所得がある場合、[▶6 ページ]の計算（総合課税）とは別の計算をします。これを分離課税といいます。分離課税は所得の区分ごとに求めた所得金額に、それぞれ定められた税率を乗じて所得割額を計算します。

$$\text{課税所得金額（1,000円未満切り捨て）} \times \text{税率} = \text{分離課税の所得割額}$$

①株式等の譲渡所得等・先物取引に係る雑所得等

$$\text{課税所得金額} = \text{収入金額} - \text{取得費等の経費} - \text{所得控除}$$

所得の区分	市民税（税率）	県民税（税率）
一般株式等の譲渡所得等	3%	2%
上場株式等の譲渡所得等（※1）	3%	2%
先物取引に係る雑所得等	3%	2%

（※1）源泉徴収有りの特定口座で生じた上場株式等の譲渡所得等は、所得税 15.315%、県民税 5%が徴収されており申告の義務はありませんが、申告することも可能です。

②上場株式等の配当等

$$\text{課税所得金額} = \text{収入金額} - \text{株式等の取得に要した負債の利子} - \text{所得控除}$$

所得の区分	市民税（税率）	県民税（税率）
上場株式等の配当等	3%	2%

上場株式等の配当等は、通常は所得税 15.315%、県民税 5%が徴収されており申告の義務はありません。また、上場株式等の配当等（大口株主等が支払いを受けるものを除く。）に係る配当所得については、総合課税か分離課税を選択して申告することができますが、上場株式等の配当等の利子所得については、分離課税の対象となり、総合課税を選択することはできません。

### ③土地・建物等の譲渡所得

$$\text{課税所得金額} = \text{収入金額} - \text{取得費等の経費} - \text{特別控除額} - \text{所得控除}$$

土地・建物を譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。

所得の区分	市民税（税率）		県民税（税率）
短期譲渡所得	通常の場合		5.4%
	収用の場合		3%
長期譲渡所得	通常の場合		3%
	居住用財産	譲渡所得 6,000 万円以下の部分	2.4%
		譲渡所得 6,000 万円を超える部分	3%
	優良住宅地の造成等	譲渡所得 2,000 万円以下の部分	2.4%
譲渡所得 2,000 万円を超える部分		3%	

### ④退職所得

退職金の支払を受けた年の1月1日に国内に住所がある人は、通常その支払を受けるときに課税されるため、申告する必要はありません。

$$\text{課税所得金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額 (下表参照)}) \times 1 / 2 \quad (\text{※注 1})$$

(※注 1) 勤続5年以下の役員等が受け取る退職手当等（特定役員退職手当等）は、退職所得の2分の1課税は適用されません。

短期退職手当等（※注 2）に係る退職所得金額

(※注 2) 短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払いをする者から短期勤続年数（勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいいます。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

【短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法】

収入金額－退職所得控除額 ≤ 300 万円	収入金額－退職所得控除額 > 300 万円
$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ = 退職所得の金額	$150 \text{ 万円} + \{\text{収入金額} - (300 \text{ 万円} + \text{退職所得控除額})\}$ = 退職所得の金額

❗ 令和4年1月1日以降の支払いより適用

勤続年数	退職所得控除額
ア 20 年以下の場合	40 万円×勤続年数（80 万円に満たないときは、80 万円）
イ 20 年を超える場合	70 万円×（勤続年数－20 年）＋ 800 万円
ウ 障害退職の場合	ア又はイによる計算 ＋ 100 万円

❗ 勤続年数に1年未満の端数がある場合は切り上げ

所得の区分	市民税（税率）	県民税（税率）
退職所得	6%	4%



## 申告

次の人は毎年3月15日までに前年（1月から12月まで）の収入を申告してください。

### ◆ 1月1日（賦課期日）現在、市内に住所がある人

ただし、次の人は申告する必要はありません。

- 公的年金等の収入のみの人で、追加の控除がない人
  - ❗ 国外の法令に基づく公的年金等を受給している場合は申告が必要です。
- 給与収入のみの人又は給与収入と公的年金等の収入のみの人で、勤務先から横須賀市へ給与支払報告書が提出され、追加の控除がない人
- 前年分所得税の確定申告書を提出した人
  - ❗ 上場株式等の配当所得等又は源泉徴収口座における株式等譲渡所得等がある人で、所得税と異なる課税方式を選択される人は、納税通知書が送達される前に申告が必要です。
- 収入が無く、市内の親族の税法上の扶養控除、配偶者控除の対象になっている人
  - ❗ 扶養している人が確定申告や市・県民税の申告、若しくは年末調整等で届け出ていることを確認してください。
  - ❗ 扶養している人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用がないので、原則、申告が必要となります。

### ◆ 1月1日現在、市内に事務所・事業所・家屋敷を有していた市外の人

## 納める方法（納期限）

### ◆ 普通徴収

6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期に分けて納めます。各納期月の末日が休日となる場合は、翌営業日が納期限です。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	令和5年6月30日	令和5年8月31日	令和5年10月31日	令和6年1月31日

### ◆ 公的年金からの特別徴収（年金特徴）

公的年金から差し引かれることです。初年度は年税額の約半分を第1期、第2期の2回に分けて普通徴収の方法で納め、残りの半分は10月、12月、翌年2月の3回に分けて公的年金の支給分から徴収されます。2年度目以降は4月、6月、8月（仮徴収）、10月、12月、翌年2月（本徴収）の6回に分けて公的年金の支給分から徴収されます。

- ❗ 年金特徴は4月1日時点で65歳以上であり、前年中に公的年金等の所得があった人が対象です。
- ❗ 給与や公的年金等の所得があっても普通徴収の方法で納める場合があります。

新たに年金特徴の対象となった人（公的年金等の収入のみ）の場合

	普通徴収		特別徴収		
	第1期	第2期	10月	12月	翌年2月
税額	年税額 × 1/4	年税額 × 1/4	年税額 × 1/6	年税額 × 1/6	年税額 × 1/6

前年度から年金特徴の対象となっている人（公的年金等の収入のみ）の場合

	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	前年度分の年税額の1/6ずつ			年税額から仮徴収した税額を控除した額の1/3ずつ		

## ◆ 給与からの特別徴収（給与特徴）

給料から差し引かれることです。6月から翌年5月まで12回に分けて徴収されます。

## ■ 市・県民税と所得税の違い

どちらも所得に課税する税ですが、違いは下表のとおりです。

### ◆ 市・県民税と所得税の比較表

比較項目	市・県民税		所得税
課税対象となる所得の時期	前年1年間の所得に課税（前年所得課税） 退職所得は支払時に課税（現年所得課税）		その年の所得に課税（現年所得課税）
均等割の有無	あり		なし
	市民税	3,500円	
	県民税	1,800円	
所得控除・税額控除	どちらにもありますが、控除の対象、控除額が異なります。 [市・県民税の控除額▶9、10、11ページ] ❗ 所得税の控除については、税務署にお問い合わせください。[税務署▶37ページ]		
税率（所得割）	市民税	一律6%の比例税率	5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%の7段階の超過累進税率 ❗ 超過累進税率とは、課税所得金額を段階に区分して、上の段階に進むほど高い税率が適用されるものです。
	県民税	一律4.025%の比例税率	
納税方法	・普通徴収		・申告納付…確定申告など ・源泉徴収…給与や年金、報酬などの額に応じて徴収（ボーナスからも徴収されます）
	・給与からの特別徴収（ボーナスからは徴収されません）		
	・公的年金からの特別徴収		
申告について	所得税の確定申告は市・県民税の申告を兼ねますが、市・県民税の申告は所得税の確定申告を兼ねません。税務署にご相談ください。[税務署▶37ページ]		

◆ 源泉徴収票の見かた

給与所得者には、勤務先から源泉徴収票が渡されます。その記載は次のような内容です。

令和 4 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	※区分											(受給者番号)							
	住所	横須賀市小川町11番地										(役職名)							
		氏名	(フリガナ)		ヨスカ イチロウ		横須賀 一郎		16歳未満 扶養親族 の数		障害者の数 (本人を除く)		非居住者 である 親族の数						
種別	支払金額		給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額								
	給料・賞与		(給与の収入(税込)金額です)				(7ページの表をご覧ください)				(所得税の控除額の合計です)内(国に納めた所得税額です)								
	6000000		4360000				2705000				84400								
(源泉)控除対象 配偶者の有無等	控除対象 配偶者の有無等	控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)				16歳未満 扶養親族 の数		障害者の数 (本人を除く)		非居住者 である 親族の数								
有	従有	老人	特定	老人	その他	人	従人	人	従人	人	内	人	人						
○		380000	1			1		1											
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額									
内		(所得税の控除額です)				円千				円千									
785000		50000																	
(摘要)												(扶養家族の内訳です)							
生命保険料 の内訳		新生命保険料 の金額	円	旧生命保険料 の金額	円	介護医療保険料 の金額	円	新個人年金 保険料の金額	円	旧個人年金 保険料の金額	円								
				100,000															
住宅借入金等特別 控除の内訳		住宅借入金等 特別控除適用数	円	居住開始年月日 (1回目)	年	月	日	住宅借入金等特別 控除区分(1回目)	円	住宅借入金等 年末残高(1回目)	円								
(源泉・特 別)控除対象 配偶者		(フリガナ)	ヨスカ ハナコ		区分			配偶者の 合計所得	円	国民年金保険 料等の金額	円	旧長期損害 保険料の金額	円						
		氏名	横須賀 華子					150,000		基礎控除の額	円	所得金額 調整控除額	円						
控除対象 扶養親族		(フリガナ)	ヨスカ タロウ		区分			16歳未 満の扶 養親族	1	(フリガナ)	ヨスカ ジロウ		区分						
		氏名	横須賀 太郎							氏名	横須賀 次郎								
		(フリガナ)	ヨスカ モモコ		区分			2		(フリガナ)			区分						
		氏名	横須賀 桃子							氏名									
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者	ひとり親	勤労学生	中途就・退職				受給者生年月日							
					特 別	そ の 他		就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日
															○		50	11	11
(受給者 交付用)	住所(居所) 又は所在地	神奈川県 横須賀市 平成町 1-23-4																	
	氏名又は 名称	株式会社 ○ △ 商事										(電話)							

法人市民税  
個人市民税

法人市民税  
個人市民税

## 市・県民税の計算をしてみましょう

横須賀 一郎さん 47歳 (会社員 年収 600万円)

### 家族構成

妻 華子 45歳 (パート 収入 80万円)  
 長男 太郎 22歳 (特定扶養親族 [▶10ページ])  
 長女 桃子 18歳  
 二男 次郎 15歳 (年少扶養親族 [▶10ページ])

(1) 給与収入 (支払金額) から給与所得を計算 [▶7ページ]

$$\{6,000,000 \div 4,000 \text{ (小数点以下切り捨て)} \times 4,000\} \times 0.8 - 440,000 = 4,360,000 \text{ 円 (A)}$$

(2) 所得控除額の計算 ([ ] 内は所得税の控除額です。) [▶9、10ページ]

源泉徴収票は所得税の控除額により計算されています。

\* 配偶者控除 330,000円 [ 380,000円]

\* 扶養控除 780,000円 [1,010,000円]

〃 の内訳 長男 45万円 [63万円] + 長女 33万円 [38万円]  
 (二男は16歳未満のため、所得税・住民税ともに扶養控除額は0円です。)

\* 社会保険料控除 785,000円 [ 785,000円]

\* 生命保険料控除 35,000円 [ 50,000円]

(旧契約一般の支払額 100,000円)

\* 基礎控除 430,000円 [ 480,000円]

合計 2,360,000円 [2,705,000円] (B)

(3) 課税所得金額の計算

$$4,360,000 \text{ 円 (A)} - 2,360,000 \text{ 円 (B)} = 2,000,000 \text{ 円 (C)}$$

(4) 算出所得割額の計算

$$\text{市民税 } 2,000,000 \text{ 円 (C)} \times 6\% = 120,000 \text{ 円}$$

$$\text{県民税 } 2,000,000 \text{ 円 (C)} \times 4.025\% = 80,500 \text{ 円}$$

(5) 年税額の計算

合計所得金額が2,500万円以下の場合、算出所得割額から計算した調整控除が差し引かれます。[▶11ページ]

人的な所得控除額の差額 (配偶者控除、扶養控除、基礎控除の差額の合計)

・・・330,000円

$$\text{市民税 } 330,000 \text{ 円} \times 3\% = 9,900 \text{ 円}$$

$$\text{県民税 } 330,000 \text{ 円} \times 2\% = 6,600 \text{ 円}$$

区分	算出所得割額	調整控除	所得割額 a	均等割額 b	年税額 a + b
市民税	120,000円	9,900円	110,100円	3,500円	113,600円
県民税	80,500円	6,600円	73,900円	1,800円	75,700円
合計	200,500円	16,500円	184,000円	5,300円	189,300円

! この場合の市・県民税の合計は189,300円です。

横須賀市ウェブサイトでは「[市・県民税の申告書作成と試算](#)」ができますので、是非ご活用ください。

② 市・県民税 Q & A

**Q 1** 今年3月に他市へ転出しました。市・県民税はどちらで課税されますか？

**A 1** 横須賀市で課税されます。その年の1月1日現在の住所で判定します。

**Q 2** 私は現在市外に単身赴任中で、横須賀市の自宅に妻と子どもがいます。単身赴任先の市で市・県民税が課税されているのに、横須賀市からも納税通知書が届きました。横須賀市でも課税されるのですか？

**A 2** 横須賀市では均等割が課税されます。  
市外に住所がある人で、市内に自分や家族がいつでも居住できる状態の建物がある場合、現に住んでいる、いないにかかわらず市・県民税の均等割が課税されます。別荘などがある人も該当します。

**Q 3** 私は昨年退職しましたが、今年市・県民税の通知が来ました。なぜですか？

**A 3** 市・県民税は前年の所得に対して課税され、1年遅れて納めるためです。

**Q 4** 私の夫が昨年12月に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対する市・県民税はどうなりますか？

**A 4** 市・県民税は毎年1月1日現在で住所のある人に対して、その人の所得に応じて住所地の市町村が課税することになっています。  
したがって、前年中に亡くなられた人に対しては、今年度の市・県民税は課税されません。

**Q 5** 健康保険では扶養となっている家族を、なぜ市・県民税では扶養にできないのですか？

**A 5** 健康保険では、健康保険組合がそれぞれ被扶養者の判定基準(年間収入金額が130万円未満など)を定めており、税法上の扶養とは要件が異なるためです。

**Q 6** 妻にパートの収入があります。税金はかかりますか。また、その場合、私の税金の配偶者控除はどうなりますか？

**A 6** パート収入が100万円を超えると妻に市・県民税が課税され、103万円を超えると所得税も課税されます。妻のパートの年収が103万円以下であなたの合計所得が1,000万円以下なら、税金の計算上、市・県民税で配偶者控除が受けられます。以上のことを表にすると次のようになります。

前年中の妻の給与収入額 ( )内は給与所得額	配偶者控除の 対象となるか	配偶者(妻)自身に税金がかかるか	
		所得税	市・県民税
100万円以下 (45万円以下)	なる	かからない	かからない
100万円超 103万円以下 (45万円超 48万円以下)	なる	かからない	かかる
103万円超 (48万円超)	ならない	かかる	かかる

また、あなたの合計所得が1,000万円以下で、妻の所得が48万円以上133万円以下の場合、扶養とは異なりますが、妻の所得に応じた配偶者特別控除を受けることができます。

法人市民税は、個人市民税とともに市民税に含まれますが、市内に事務所、事業所又は寮などがある法人（株式会社、有限会社など）が納める税金です。

## ■ 納める人（納税義務者）

市内に事務所、事業所又は寮などがある法人（株式会社、有限会社など）が納めます。新しく会社を設立したり、事務所などを開設したりしたときは、届け出が必要です。

## ■ 納める額（税額の計算方法）

法人市民税には、国税である法人税の額と資本金等の額に応じて負担する法人税割と、資本金等の額と市内の従業者数に応じて負担する均等割があります。

### ◆ 税額

$$\text{法人税割額} + \text{均等割額} = \text{税額}$$

### ◆ 法人税割額

$$\text{法人税の額} \times \text{税率}$$

資本金等の額	税率		
	事業年度の始期が平成26年9月30日以前	事業年度の始期が平成26年10月1日から令和元年9月30日の間	事業年度の始期が令和元年10月1日以後
5億円以下	12.3%	9.7%	6.0%
5億円超～10億円以下	13.1%	10.5%	6.8%
10億円超～50億円以下	13.9%	11.3%	7.6%
50億円超	14.7%	12.1%	8.4%

❗ 横須賀市と他の市町村に事務所等を設けている法人は、市町村ごとの従業者数であん分して法人税割額を納めることになります。

❗ 詳細は横須賀市ウェブサイトでご確認ください。

「法人市民税」

検索 🔍

### ◆ 均等割額

$$\text{税率（年額）} \times \text{事務所などを有していた月数} \div 12 \text{ か月}$$

法人等の区分		市内の従業者数	税率（年額）
公共法人、公益法人等、人格のない社団や財団、特定非営利活動法人 等		区分なし	50,000円
上記以外の法人	1千万円以下	50人以下	50,000円
		50人超	120,000円
	1千万円超～1億円以下	50人以下	130,000円
		50人超	150,000円
	1億円超～10億円以下	50人以下	160,000円
		50人超	400,000円
	10億円超～50億円以下	50人以下	410,000円
		50人超	1,750,000円
50億円超	50人以下	410,000円	
	50人超	3,000,000円	

## ■ 申告と納める方法

事業年度終了後2か月以内に、法人が納付すべき税額を計算して申告書を提出するとともに、その税額を納めます。❗ 電子申告・電子納税については[▶30ページ]をご覧ください。

# 固定資産税

土地 ☎ 046-822-8196  
資産税課 ▶ 家屋 ☎ 046-822-8198  
償却資産 ☎ 046-822-8202

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（総称して「固定資産」といいます。）に対してかかる税金です。償却資産とは商店や工場などを経営している人が所有し、その事業のために用いる機械・器具・備品などをいいます。

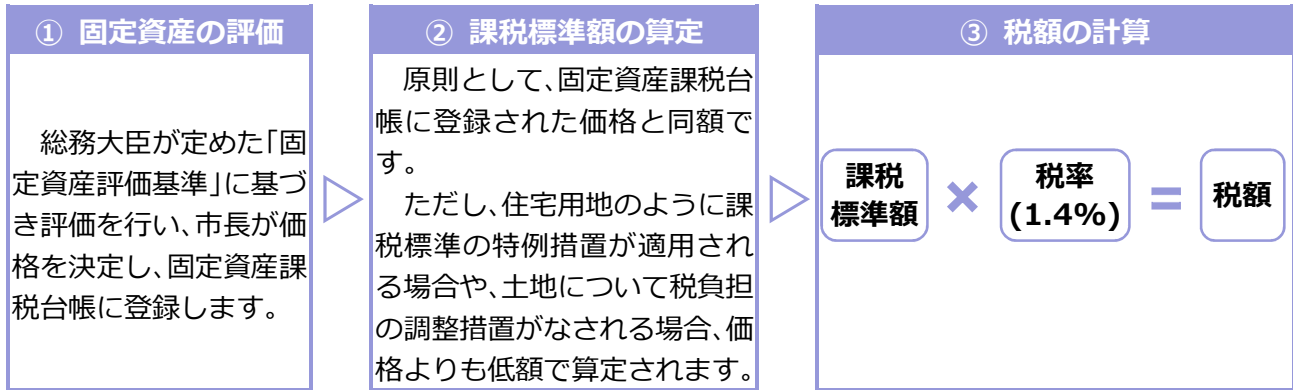
## 納める人（納税義務者）

毎年1月1日現在（「賦課期日」といいます。）市内に固定資産を所有している人

土地	土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

## 納める額

### ◆ 税額算出の流れ



### ◆ 免税点

市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産ごとの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	家屋	償却資産
30万円	20万円	150万円

## 固定資産の価格（評価額）について

### ◆ 評価替え

土地と家屋は、基準年度（3年ごと）に評価替えを行います。第二年度（翌年度）及び第三年度（翌々年度）は、地目の変更や家屋の増改築などがあつた場合を除き、新たな評価を行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。令和5年度は第三年度です（次回は、令和6年度）。

令和4年度、令和5年度の価格の修正

土地の価格は、原則として基準年度の価格を3年間据え置きます。ただし、据置年度となる令和4年度、令和5年度においても、地価の著しい下落が見られる地域については、価格の修正を行います。

### ◆ 固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳に登録されている価格等の事項について、所有者やその他の人（借地人・借家人など）は、当事者の固定資産に限りご覧になることができます。借地人・借家人の方は、賃貸借契約書などをご提示ください。





# 軽自動車税 (種別割)

市民税課 ▶ ☎ 046-822-9733

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車（二輪の軽自動車を含む）及び二輪の小型自動車の所有者に対してかかる税金です。

## ■ 納める人（納税義務者）

毎年4月1日現在、軽自動車などを所有している人

## ■ 納める額

### ◆ 税額

税率

=

年税額

### ◆ 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車等の税率

車 種		税率(年税額)
原動機付自転車	特定小型 (0.6kw) 以下 <span style="color:blue">! 令和6年度から</span>	2,000 円
	50cc (0.6kw) 以下 (特定小型、ミニカーを除く)	2,000 円
	50cc (0.6kw) を超え 90cc (0.8kw) 以下	2,000 円
	90cc (0.8kw) を超え 125cc (1kw) 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)	2,400 円
	その他(フォークリフトなど)	5,900 円
二輪の軽自動車	125cc 超 250cc 以下	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超	6,000 円

### ◆ 三輪・四輪の軽自動車の税率

税率の判定については、自動車検査証（車検証）に記載されている「初度検査年月（最初の新規検査年月）」で行います。

車 種	税率（年税額）				
	①旧税率 平成 27 年 3 月以前 に最初の新規検査を 受けた車両	②新税率 平成 27 年 4 月以後 に最初の新規検査を 受けた車両 <span style="color:blue">! 平成 27 年度から</span>	③重課税率 最初の新規検査から 1 3 年経過した車両 <span style="color:blue">! 平成 28 年度から</span>		
三 輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円		
四 輪	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円

#### ①旧税率

平成 27 年 3 月以前に最初の新規検査を受けた車両については、旧税率が適用されます。ただし、最初の新規検査から 13 年を経過した場合には③重課税率が適用されます。

#### ②新税率（平成 27 年度から）

平成 27 年 4 月以後に最初の新規検査を受けた車両については、新税率が適用となりま

す。また、最初の新規検査から 13 年を経過した場合には③重課税率が適用されます。

### ③重課税率（平成 28 年度から）

最初の新規検査を受けてから 13 年を経過している場合に、重課税率が適用されます。

ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は重課税率の対象から除かれます。

#### ❗重課税率の適用開始年度

重課税率は、初度検査年月（最初の新規検査年月）から 13 年を経過した年月の属する年度の次の年度から適用されます。

重課税率になる年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
最初の新規検査年月	平成 21 年 4 月 ～平成 22 年 3 月	平成 22 年 4 月 ～平成 23 年 3 月	平成 23 年 4 月 ～平成 24 年 3 月

### ◆三輪・四輪の軽自動車のグリーン化特例（軽課）の税率

令和 5 年度においては、令和 4 年度中（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）に最初の新規検査を受けた車両です。次の（ア）～（ウ）の基準を満たすものについて適用されます。

車 種		税 率（年 税 額）		
		（ア）	（イ）（※1）	（ウ）（※1）
三 輪		1,000 円	2,000 円（※2）	3,000 円（※2）
四 輪	乗 用	自家用	2,700 円	－
		営業用	1,800 円	3,500 円
	貨物用	自家用	1,300 円	－
		営業用	1,000 円	－

（ア） 電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス 10%低減）

（イ） 乗用（営業用）：令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成車

（ウ） 乗用（営業用）：令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成車

❗各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

（※1）（イ）（ウ）については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車かつ平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）に限ります。

（※2）乗用（営業用）に限ります。

## ■ 申告

### ◆ 申告場所

軽自動車などを取得、若しくは転居した場合は、その日から 15 日以内に、また軽自動車などを廃車・譲渡した場合は 30 日以内に、下表の「申告場所」へ申告してください。

申告などに必要な書類は、それぞれの「申告場所」へお問い合わせください。

車 種		申告場所		
原動機付自転車	特定小型 (0.6kw) 以下 ①令和 5 年 7 月 1 日から	市民税課 市役所本館 1 号館 2 階 3 番窓口 ☎ 046-822-9733		
	50cc (0.6kw) 以下 (特定小型、ミニカーを除く)			
	50cc (0.6kw) を超え 90cc (0.8kw) 以下			
	90cc (0.8kw) を超え 125cc (1kw) 以下			
	ミニカー			
小型特殊自動車	農耕用 (トラクターなど)	神奈川運輸支局 横浜市都筑区池辺町 3540 ☎ 050-5540-2035		
	その他 (フォークリフトなど)			
二輪の軽自動車	125cc を超え 250cc 以下	神奈川運輸支局 横浜市都筑区池辺町 3540 ☎ 050-5540-2035		
二輪の小型自動車	250cc を超えるもの			
軽自動車	三輪で 660cc 以下のもの	軽自動車検査協会神奈川事務所 横浜市都筑区佐江戸町 字宮田 770-1 ☎ 050-3816-3118		
			四輪で 660cc 以下のもの	乗 用
	貨物用			自家用
		自家用		

### ◆ 原動機付自転車・小型特殊自動車の申告手続き

こんな場合		必要なもの
登録	新規に業者から購入した	1 届け出される方の本人確認書類 (※1) 2 販売証明書
	廃車済みの車を再登録したい	1 届け出される方の本人確認書類 (※1) 2 廃車申告受付書 3 名義を変えて登録するときは譲渡証明書
	他市区町村の標識を 本市の標識に変更したい	1 届け出される方の本人確認書類 (※1) 2 他市区町村の標識交付証明書 3 他市区町村の標識 (ナンバープレート) 4 名義を変えて登録するときは譲渡証明書
名義変更	市内の人に譲りたい	1 届け出される方の本人確認書類 (※1) 2 標識交付証明書 3 譲渡証明書
廃車	廃棄 (スクラップ) した 市外に転出した (※2) 市外の人に譲りたい (※2)	1 届け出される方の本人確認書類 (※1) 2 標識交付証明書 3 標識 (ナンバープレート)
	盗難にあった	1 届け出される方の本人確認書類 (※1) 2 標識交付証明書 3 盗難申立書 (盗難にあった日、盗難にあった場所、届出警察署名、警察署届出日、受理番号を記載していただきます。)

紛失してしまった	1 届出される方の本人確認書類（※1） 2 標識交付証明書 3 遺失申立書（標識を持参できない状況を記載していただきます。）
排気量を変更したい	1 届出される方の本人確認書類（※1） 2 標識交付証明書 3 標識（ナンバープレート） 4 排気量変更届出書（新しい排気量、変更する理由等を記載していただきます）
市内で転居した 名前が変わった	1 届出される方の本人確認書類（※1） 2 標識交付証明書
標識交付証明書 廃車申告受付書	を再交付 してほしい 1 届出される方の本人確認書類（※1）

（※1）マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証等。

（※2）本市で廃車申告されなくても転出先（譲渡先）の市区町村で手続きできる場合もありますので転出先（譲渡先）の市区町村の軽自動車税担当課へお問い合わせください。

## 納める方法（納期限）

納税通知書で納めます。納税通知書は5月初旬に郵送します。納期限は5月末です。

### ◆納税証明書（継続検査用（車検用））について

二輪車（250ccを超えるもの）及び三輪と四輪の軽自動車の納税通知書には、納税証明書（継続検査用（車検用）以下、「納税証明書」といいます）の様式がついています。金融機関等の窓口で納付いただき、領収印が押されることで、納税証明書として使用できるようになります。納税証明書は、車検証と併せて大切に保管してください。

口座振替で納めている方には、口座振替後、本市から納税証明書を郵送します。

❗前年度以前に未納がある場合は、未納分も納めた上で、証明書をご請求ください。

❗三輪以上の軽自動車は、軽 JNKS（軽自動車税納付確認システム）で納付確認ができるようになりますので、未納がない場合は、原則として継続検査時に納税証明書を提出する必要はありません。

証明書について▶29、34ページ

## ② 軽自動車税（種別割） Q & A

**Q 1** 軽自動車税（種別割）を5月に納めました。8月に友人に譲ることになりましたが、税金の還付はありますか？

**A 1** 軽自動車税（種別割）は、年度ごとに課税される税金です。毎年4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に名義を変更されても、税金の還付はありません。また、新しい所有者に本年度の税金を納めていただくこともありません。

**Q 2** バイク（原動機付自転車）を盗まれてしまいました。税金はどうなりますか？

**A 2** まず、警察へ盗難届を出してください。その後、忘れずに市役所市民税課で廃車の手続きをしてください。

その際は盗難にあった日、盗難にあった場所、届出警察署名、警察署届出日、受理番号を廃車申告書にご記入いただきますので、盗難届の提出の際にメモを取られることをおすすめします。警察への盗難届出日が4月1日以前であれば、その年度の税金は課税されません。廃車の手続きをしないと、税金は引き続き課税されますのでご注意ください。

## 軽自動車税 (環境性能割)

税制課 ▶ ☎ 046-822-8188

軽自動車税（環境性能割）は、軽自動車の取得に対してかかる税金です。

### ■ 納める人（納税義務者）

3輪以上の軽自動車で取得価格が50万円を超える車両（新車・中古車を問いません）を取得した人

### ■ 申告と納める方法

軽自動車の取得時に申告・納付してください。軽自動車税（環境性能割）は市税となりますが、当分の間は、神奈川県が賦課徴収を行います。

① 詳細は神奈川県ウェブサイトで検索してください。

「環境性能割」

検索 🔍

## 事業所税

市民税課 ▶ ☎ 046-822-8120

事業所税は、大都市地域等における都市環境の整備等のためにあてる目的税です。人口30万人以上の市等が課税団体として指定されています。

### ■ 納める人（納税義務者）

事業所などにおいて事業を行う法人・個人

### ■ 納める額

#### ◆ 税額

課税標準 × 税率 = 税 額

課税標準	・ 資産割 …市内の事業所用家屋の合計床面積（㎡） ・ 従業者割 …市内の従業者給与総額（円） ただし、資産割は床面積が1,000㎡以下の場合、従業者割は従業者数が100人以下の場合は、原則として課税されません。（免税点）
税 率	・ 資産割 …1㎡につき600円 ・ 従業者割 …給与総額の0.25%

### ■ 申告と納める方法

下表の期限までに申告書を提出するとともに、その税額を納めます。

法 人	事業年度終了の日から2か月以内
個 人	課税標準の算定期間（1月1日～12月31日）の翌年3月15日まで

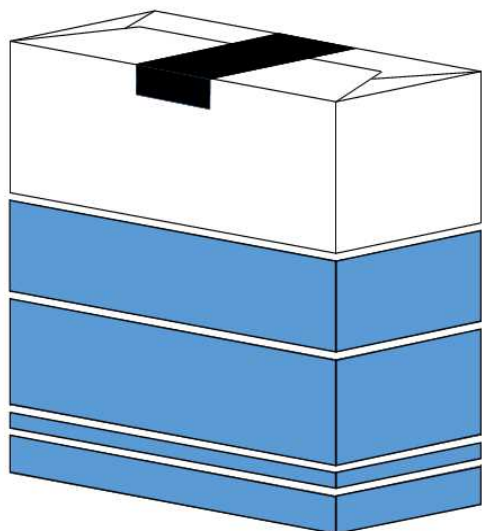
① 電子申告・電子納税については[▶30ページ]をご覧ください。

## 市たばこ税

市民税課 ▶ ☎ 046-822-9733

市たばこ税は、たばこの製造業者や特定販売業者及び卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」に対してかかる税金です。

この税金は、たばこの消費に対して課税されるもので、たばこの価格に含まれています。



❗ 令和5年4月1日現在

たばこ1箱の内訳  
(20本入580円の場合)

—	原材料費等	222円39銭
—	国たばこ税	136円04銭
—	{ 市たばこ税	131円04銭
	{ 県たばこ税	21円40銭
—	たばこ特別税	16円40銭
—	消費税・地方消費税	52円73銭

## 入湯税

市民税課 ▶ ☎ 046-822-9733

入湯税は、地方税法に基づき市町村が鉱泉浴場（温泉を利用する浴場）へ入湯する人に課税され、環境衛生施設や消防施設の整備、観光振興などを使いみちとした目的税です。

### ■ 納める人（納税義務者）

横須賀市内にある鉱泉浴場に入湯する人

### ◆ 課税が免除される人

次のいずれかに該当する人は、入湯税が免除されます。

- 年齢12歳未満の人
- 温泉を利用した共同浴場や一般公衆浴場に入湯する人
  - ・ 共同浴場：独身寮や社宅などに付設される浴場
  - ・ 一般公衆浴場：公衆浴場で銭湯程度の浴場
- 入湯料金が1,500円以下の鉱泉浴場に入湯する人
- その他（老人福祉施設に付設される鉱泉浴場に入湯する人など）

### ■ 納める額

入湯客1人1日につき150円

### ■ 納める方法

入湯料金と併せて徴収（鉱泉浴場経営業者を通じて市に納入されます。）

# 3 市税の納付

市税は、定められた期限（納期限）までに納税者の皆様に、自主的に納めていただくものです。納期中の納付をお願いします。

## 市税の納め方

納付書払い▶納税課▶ ☎ 046-822-8204

口座振替▶税制課▶ ☎ 046-822-9836

### 納税通知書（納付書）を使って窓口で納める場合

区分	納める場所・方法						
銀行	横浜銀行、スルガ銀行、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、神奈川銀行、三井住友信託銀行						
ゆうちょ銀行（郵便局）	<p>神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県内のゆうちょ銀行（郵便局）</p> <p>ⓘ 納期限を過ぎますと、横須賀市外のゆうちょ銀行（郵便局）では納付できないこともあります。</p> <p>&lt;上記都県外のゆうちょ銀行（郵便局）で納める場合&gt;</p> <p>ゆうちょ銀行（郵便局）備え付けの払込取扱票に、次の口座番号、加入者名及び必要事項をご記入の上、横須賀市会計管理者あてに払い込んでください。</p> <p>ⓘ 払込取扱票を使用する場合や、現金での納付には、別途料金が掛かります。</p> <table border="1"> <tr> <td>口座番号</td> <td>00120-8-32400</td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td>横須賀市会計管理者</td> </tr> <tr> <td>必要事項（通信欄に記入）</td> <td>税目、年度、通知番号、期別、納税義務者名（払い込む人が別人の場合）</td> </tr> </table>	口座番号	00120-8-32400	加入者名	横須賀市会計管理者	必要事項（通信欄に記入）	税目、年度、通知番号、期別、納税義務者名（払い込む人が別人の場合）
口座番号	00120-8-32400						
加入者名	横須賀市会計管理者						
必要事項（通信欄に記入）	税目、年度、通知番号、期別、納税義務者名（払い込む人が別人の場合）						
信用金庫・労働金庫	湘南信用金庫、かながわ信用金庫、中央労働金庫						
信用組合・協同組合	横浜幸銀信用組合、ハナ信用組合、よこすか葉山農業協同組合						
横須賀市役所	本庁（会計課）、各行政センター、市民サービスセンター（役所屋）各店[▶34ページ]						
コンビニエンスストア	生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK 設置店（New Days（一部の店舗除く）等）						

ⓘ 次の納付書は、コンビニエンスストアでの利用はできません。

- ・バーコードが印字されていないもの  
（税目が市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）以外のもの、納付書1枚あたりの合計金額が30万円を超えるもの）
- ・バーコード取扱期限が過ぎているもの
- ・金額訂正したもの

ⓘ バーコードが読み取れない場合は、金融機関又は市役所で納付してください。

ⓘ 納める場所・方法は、変更となる場合があります。

## ■ 納税通知書（納付書）を使ってキャッシュレスで納める場合

スマートフォン等を利用して、自宅やオフィスからキャッシュレス納付ができます。

### ◆ 利用できる市税

市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

区分	納める方法
バーコード	<p>バーコードが印字されている納付書は、次のアプリでバーコードを読み取ること で納付することができます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>モバイルレジ、モバイルレジクレジット、 au PAY（請求書支払い）、d 払い 請求書払い、J-Coin 請求書払い、 LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書払い</p></div> <p>※モバイルレジでは、モバイルレジ支払用ウェブサイトからも利用できます。</p>
QRコード	<p>eL-QR（QRコード）が印字されている納付書の場合、QRコードの読み取り、又 はeL番号（納付書番号）を入力して納付することができます。</p> <p>利用可能な金融機関・スマートフォン決済アプリ、クレジットカードブランド等 は、「地方税お支払サイト」(<a href="https://www.payment.eltax.lta.go.jp/">https://www.payment.eltax.lta.go.jp/</a>)をご確認 ください。</p>

「キャッシュレス納付」

検索 🔍

### ❗ キャッシュレス納付の注意事項

#### ・領収証書は発行されません

領収証書が必要な方は、金融機関や市役所、コンビニエンスストアで納付してください。

#### ・軽自動車税（種別割）の納税証明書（継続検査用）について

令和5年1月から、軽JNK S（軽自動車税納付確認システム）により、納付状況を軽自動車検査協会で確認ができるため、原則として紙の納税証明書（継続検査用）は不要となりました（二輪の小型自動車を除く）。ただし、直近で納付したばかり、対象車両に過去の未納がある、引っ越しにより市区町村が変わった等の場合は、紙の納税証明書が必要です。継続検査（車検）の期日が近い等、お急ぎの場合は、金融機関等の窓口で納付の上、納税通知書に付いている納税証明書（継続検査用）をお受け取りください。

#### ・上記以外の納税証明書の交付申請について

キャッシュレス納付をした場合、納付の情報が市役所へ届くには数日かかりますので、納税証明書はすぐに発行できません。お急ぎの場合は、金融機関等の窓口で納付の上、領収証書を持参して交付申請をしてください。

#### ・二重納付防止のために

キャッシュレス納付を利用した場合、一度納付が完了した決済の取り消しはできません。また、納付書に領収印が押されないため、一度納付した納付書で誤って再度納付しないようご注意ください。納付済であることがわかるようにメモをお願いいたします。

#### ・金融機関や市役所、コンビニエンスストアでアプリを提示しての納付はできません。

#### ・クレジットカードを使用して納付する場合は、納付額に応じた決済手数料がかかります。



## eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用して電子申告・電子納税する場合

横須賀市では、デジタル化の一環として eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告・電子納税を推進しています。納付書によらない、申告に基づく納税についても、自宅やオフィスからキャッシュレスで手続きが可能です。

### ◆ 電子申告のメリット

- ① インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告できます。
- ② 複数の地方公共団体に対し、一度の手続きで一括して申告ができます。
- ③ eLTAX に対応した市販の税務会計ソフトで作成したデータが使えます。

### ◆ 電子納税（共通納税）のメリット

- ① インターネットで、オフィスや自宅から簡単に納税できます。
- ② 複数の地方公共団体に対し、一度の手続きで一括して納税ができます。
- ③ 電子申告を行った申告情報や特別徴収税額通知データを共通納税システムに引き継いで納税することができます。
- ④ 事前に登録した金融機関口座から、地方税を直接納税できます。（ダイレクト納付）
- ⑤ 地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。
- ⑥ 納税の手数料は、クレジットカード払いを除き無料です。

### ◆ 横須賀市で利用できるサービス

税目	電子申告等	電子納税
個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）</li> <li>・ 給与支払報告、特別徴収にかかる給与所得者の異動届出、特別徴収への切替届出</li> <li>・ 特別徴収義務者の所在地名称変更届出</li> <li>・ 公的年金等支払報告 など</li> </ul> <p>※個人の方による住民税申告は対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本税の納付（給与からの特別徴収分、退職所得分）</li> <li>・ 延滞金の納付</li> </ul>
法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定申告、中間申告、確定申告、修正申告</li> <li>・ 清算確定申告</li> <li>・ 法人設立・設置届、異動届 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本税の納付</li> <li>・ 延滞金の納付</li> <li>・ 見込納付、みなし納付</li> </ul>
事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資産割、従業者割の申告</li> <li>・ 免税点以下の申告、事業所用家屋貸付等申告</li> <li>・ 事業所等新設・廃止申告 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本税の納付</li> <li>・ 延滞金の納付</li> <li>・ 加算金の納付</li> </ul>
固定資産税 （償却資産）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全資産申告</li> <li>・ 増加資産／減少資産申告</li> <li>・ 修正申告 など</li> </ul>	「地方税お支払サイト」をご利用ください。（申告情報は共通納税システムに引き継がれません。）
市たばこ税	※令和5年10月開始予定	
入湯税		

① 令和5年10月開始予定の市たばこ税・入湯税も含め、詳細は eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

eLTAX ヘルプデスク ▶ ☎ 0570-081459 又は 03-5521-0019

## ■ 口座振替（自動払込）で納める場合

お申し込みいただくと、ご指定の口座から、納期限ごとに市税を自動引き落としします。

税制課 ▶ ☎ 046-822-9836

- ◆ **利用できる市税** 市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）
- ◆ **利用できる金融機関** [▶28 ページ]の金融機関（三井住友信託銀行を除く）
- ◆ **申し込み方法** 以下の申込窓口へ手続きに必要なものを持参し、口座振替依頼書にご記入の上、お申し込みください。

手続きに必要なもの	①通帳 ②通帳に使用している印鑑 ③納税通知書(軽自動車税（種別割）の場合は不要) *横須賀市外の金融機関で手続きする場合、又は横須賀市役所あてに郵送などによる申し込みを希望される場合は、事前に口座振替依頼書を税制課にご請求ください。
申込窓口	・[▶28 ページ]の金融機関 ・市役所(税制課・会計課)・各行政センター ・市民サービスセンター(役所屋)各店

① 市内在住で、高齢又は障害等を理由として金融機関や市役所等での手続きが困難な方は、会計課までご連絡ください。

会計課 ▶ ☎ 046-822-8426

### ① 注意事項

- ・ 口座振替依頼書の提出日から振替開始まで1か月以上かかります。
- ・ 納期限にお申し込みが間に合わない納期分は、納付書で納付してください。
- ・ 領収証書は発行されません。振替結果は通帳記帳によりご確認ください。
- ・ 残高不足等により振替ができなかったときは、再度の振替はされず、納付書による納付となります。
- ・ 軽自動車税（種別割）は、同一名義の車両すべてが、同一口座から口座振替されます。
- ・ 軽自動車税（種別割）がご指定の口座から振替でき、車両が継続検査対象の場合は、本市から継続検査用納税証明書を郵送します。
- ・ 固定資産税・都市計画税について、相続などで納税義務者が変更になった場合や、共有名義の固定資産の共有者やその持分の割合が変わった場合などは、新たに口座振替のお申し込みが必要です。
- ・ 同一納税義務者に3年度にわたり同一税目について課税が無い場合は、口座振替のお取り扱いが解除されます。
- ・ 納税義務者が亡くなって代表相続人を設定した場合や、納税管理人を設定・解除した場合は口座振替のお取り扱いが解除されます。

### ◆ キャッシュカードでの口座振替申し込み方法（印鑑不要）について

市役所、各行政センターの窓口で、キャッシュカードと暗証番号を使用して、口座振替の契約（新規、変更）を行うことができます。

① 登録する口座の名義人ご本人がお越しください。本人確認を行います。

### ◆ スマートフォンでの口座振替申し込み方法について

スマートフォンアプリ「+メッセージ」から「AIRPOST（エアポスト）」にアクセスすることで、口座振替の契約（新規、変更）を行うことができます。

- ① 対象金融機関が限定されています。
- ① 軽自動車税（種別割）はご利用いただけません。

税制課 ▶ ☎ 046-822-9836

## 減 免

お問い合わせ先は下表▼

下表の「主な要件」を満たすようなときは、市税の減免を受けられる場合があります。表中の各お問い合わせ先にご相談ください。

税 目	主 な 要 件	お問い合わせ先
個人市民税	・災害による被害を受けた場合 ・生活保護を受けている場合 ・所得が皆無となったため生活が著しく困難になった場合	市民税課 ☎ 046-822-8192
法人市民税	・条例で定める法人で収益事業を行わないもの (公益社団法人、公益財団法人、NPO 法人等)	市民税課 ☎ 046-822-8120
軽自動車税 (種別割)	・身体障害者等又はその家族及び介護者が身体障害者等のために使用する場合 ・公益のために使用する場合	市民税課 ☎ 046-822-9733
固定資産税 都市計画税	・災害による被害を受けた場合 ・生活保護を受けている場合 ・公益のために使用する場合	資産税課 ☎ 046-822-8195

## 納税の相談

納税課▶ ☎ 046-822-8203

### 徴収猶予の制度

**特別な事情**がある場合には、納める時期を遅らせたり、税額を分割して納めたりすることができる制度があります。(原則として1年以内)

#### ❗ 特別な事情

- ・納税者の財産が火災や盗難にあったとき
- ・納税者や家族が病気になったり、負傷したりしたとき
- ・事業を休業、廃業した場合や著しい損失を受けたとき
- ・本来の納期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

### 申請による換価猶予の制度

市税を一時に納めることにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる恐れがある場合には、差押財産の換価、又は財産の差押が猶予される制度(原則として1年以内)があります。

本申請を行う場合は、納期限から6か月以内の申請が必要です。ただし、申請にかかる市税以外に滞納がある場合は、原則適用できません。

### 借金の返済にお困りの方は、消費生活センターの「消費生活相談窓口」 (無料) を利用しましょう。

消費生活センターの相談員による解決方法の助言や専門機関への案内を随時行っています。ご相談いただいた内容は、ご本人の同意なく他者へ漏らすことはありません。ぜひお気軽にご相談ください。

【受付時間】 平日 9:00~16:00

【窓 口】 市役所本館 2号館 1階 32 番窓口

消費生活センター▶ ☎ 046-821-1314

## 市税の滞納と延滞金

市税は、納期限内に納めなければなりません。その期限を過ぎて納めていない状態を「滞納」といいます。市税を滞納すると、納期限の翌日から、納める日までの期間と税額に応じた延滞金を納めていただきます。

### ◆ 延滞金

納期限までに税額 2,000 円以上の税金を完納しないときは、納期限内に納税した方との公平を図るため、納期限の翌日から税金を完納した日までの日数に応じて、税額（1,000 円未満の端数があるときは切り捨てます。）に、下表の期間区分に応じた割合（年率）を乗じて計算した延滞金を納めていただきます。

期間	令和 5 年 1 月 1 日から 同年 12 月 31 日まで	令和 6 年 1 月 1 日以後
納期限の翌日から 1 月を経過する日まで	年 2.4 %	年 7.3%又は延滞金特例基準割合（※） + 1.0%のいずれか低い割合
納期限の翌日から 1 月を経過した日以後	年 8.7 %	年 14.6%又は延滞金特例基準割合（※） + 7.3%のいずれか低い割合

※「延滞金特例基準割合」とは 平均貸付割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1.0%の割合を加算した割合

- ① 令和 4 年 12 月 31 日以前の延滞金の割合につきましては、納税課までお問い合わせください。
- ① 延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ① 法人市民税、市たばこ税、事業所税、特別土地保有税の延滞金については、計算方法が上記と異なります。

## 督促と滞納処分

市税の滞納者には、督促状を送付します。督促状が送達されてもなお、納めていただけない場合は、滞納者の財産調査を行い、財産（給与、預金、不動産など）を差押え、取立てや公売により徴収することになります。

こうした差押えや取立て、公売などの一連の手続きを滞納処分といいます。滞納処分は、税の公平と市税の確保を図るものです。納期内納付にご協力ください。

## 市税の証明

課税（所得）証明 ▶ 市民税課 ▶ ☎ 046-822-8192

納税証明 ▶ 納税課 ▶ ☎ 046-822-8204

固定資産評価/公課証明・台帳謄本・地図の交付 ▶ 資産税課 ▶ ☎ 046-822-8195

市税に関する証明は、▼「市税に関する証明等一覧」表中の申請窓口で交付しています。

### 請求ができる人

- 本人(相続人、納税管理人などを含む)
- 本人と生計を一にする世帯の家族
- 本人の委任状などをお持ちの人
- 賃貸借契約書などをお持ちの借地借家人
- ① 納税義務者が法人の場合は、代表者印が必要です。(ただし、申請者が当該法人の委任状をお持ちの場合は不要です。)
- ① 車検用(軽自動車税(種別割)継続検査用)納税証明については、委任状は不要です。
- ① 税務部備付地図はどなたでも請求できます。

### 本人確認を行います。(本人、代理人にかかわらず確認します。)

- マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証など官公署が発行した写真付の証書類をお持ちください。
- 写真付の証書類がない場合は、保険証や年金手帳など、氏名、生年月日の記載がある証書類を2種類お持ちください。

### 市税に関する証明等一覧

区 分	主な使用目的等	手 数 料	申 請 窓 口
課税(所得)証明	資金借入、身元保証、扶養認定申請など	1件 300円	窓口サービス課 市役所本館1号館1階(青色の1から4番窓口)
納税証明	資金借入、身元保証など	1件 300円	各行政センター
軽自動車税(種別割)継続検査用納税証明	軽自動車の継続検査	無 料	
固定資産評価・公課証明	土地建物などの登記、相続、贈与、売買など	所有形態ごと(単有・共有別) 土地…2筆ごと300円 家屋…2棟ごと300円	市民サービスセンター(役所屋)各店 土・日・祝日・休日や夜間にも請求できます。詳細は下表▼
台帳謄本・台帳閲覧・台帳記載事項証明	資産の確認など	同 上	資産税課 市役所本館1号館2階7番窓口
税務部備付地図の交付	所在・地番の確認など	1件 300円	

- ① 受付時間 8:30~17:00 土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く(市役所・行政センター)
- ① 証明については、郵送でも請求できます。切手を貼った返信用の封筒(送付先を記入)に手数料(郵便局発行の定額小為替)と次の事項を記入した書面を同封してください。
  - (1) 請求人の住所、氏名、生年月日、電話番号(日中連絡可能な番号)
  - (2) 必要とする証明の年度、種類、枚数及び使用目的
    - \* 軽自動車税(種別割)納税証明については、併せて車両(標識)番号
    - \* 固定資産評価・公課証明については、併せて土地や家屋の所在地番、家屋番号

### ◆市民サービスセンター(役所屋)各店

店 舗 名	お問い合わせ先	所 在
中 央 店	046-820-4574	モアーズシティ7階
久 里 浜 店	046-837-3300	ウィング久里浜6階

(営業時間 10:00~19:30 休業日は、各店にお問い合わせください。)

## 審査請求

税制課 ▶ ☎ 046-822-8188

市税の課税処分や滞納処分などに関して不服がある場合は、市長に対して文書をもって審査請求ができます。

### 請求の対象と期間

対象の処分	審査請求期間
市税の賦課決定	決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内 又は、差押えにかかる通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日
不動産などの差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内 又は、その公売期日のいずれか早い日

- ❗ 固定資産評価審査委員会に対して審査の申出のできる事項は除かれます。
- ❗ 審査請求をされた場合であっても、市税（延滞金含む）の徴収は停止されませんので、ご注意ください。

### 処分取消しの訴え

審査請求の裁決を経た後に、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、以下に該当する場合は、その裁決を経ずに訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

## 固定資産評価 審査の申出

税制課 ▶ ☎ 046-822-8188

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して文書をもって審査の申出をすることができます。

### 申出対象

当該年度の固定資産課税台帳に登録された価格への不服

- ❗ 評価替えの基準年度[▶20 ページ]以外の年度は、審査申出ができる理由が限られます。詳細はお問い合わせください。

### 申出できる期間

4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3か月まで。

### 審査決定処分取消しの訴え

審査の決定文書の送達を受けた日から起算して6か月以内に訴えを提起できます。

- ❗ 審査申出をされた場合であっても、市税（延滞金含む）の徴収は停止されませんので、ご注意ください。

## 市税についての お問い合わせは

### ◎ 市税各窓口とお問い合わせ先

内 容	お問い合わせ先 (市外局番 0 4 6)	市役所本館 1号館2階	担 当 課 (税務部)
個人市民税 (市民税の申告など)	8 2 2 - 8 1 9 2	5 番窓口	市民税課
法人市民税・事業所税	8 2 2 - 8 1 2 0	4 番窓口	
軽自動車税(種別割) (バイクの廃車など)	8 2 2 - 9 7 3 3	3 番窓口	
土地の固定資産税・都市計画税	8 2 2 - 8 1 9 6	8 番窓口	資産税課
家屋の固定資産税・都市計画税	8 2 2 - 8 1 9 8	9 番窓口	
償却資産の固定資産税 (申告の窓口)	8 2 2 - 8 2 0 2		
市税の口座振替	8 2 2 - 9 8 3 6	2 番窓口	税 制 課
不服申立て(審査請求・固定資産 評価審査委員会への審査申出)	8 2 2 - 8 1 8 8		
過誤納金の還付・充当	8 2 2 - 8 2 0 4		納 税 課
納税相談・督促状・催告書	8 2 2 - 8 2 0 3	1 番窓口	

### ◎ Eメールアドレス

税 制 課 [ts-td@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:ts-td@city.yokosuka.kanagawa.jp)

納 税 課 [tc-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:tc-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp)

市民税課 [mt-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:mt-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp)

資産税課 [fp-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:fp-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp)

## 市税以外の お問い合わせは

### ◎ 市役所内のその他お問い合わせ

市役所の手続きなど全般に関すること

市役所に関する手続きや、その他のお問い合わせがある時は、横須賀市コールセンターまでお電話ください。

❗ 以下のとおりコールセンターの電話番号及び受付時間が変わります。ご注意ください。

	変更前 (令和5年11月30日まで)	変更後 (令和5年12月1日から)
横須賀市 コールセンター	電話 046-822-2500 FAX 046-822-2539  【受付時間】(年中無休) <b>8:00~20:00</b>	電話 046-822-4000 FAX 046-822-2539  【受付時間】(年中無休) <b>平日 8:00~18:00</b> <b>土・日・祝日 8:00~16:00</b>

### ◎ 国税についてのお問い合わせ

(問い合わせ例) 所得税、確定申告に関すること

相続税、相続税路線価に関すること

贈与税、消費税、法人税などに関すること

	お問い合わせ先	所 在
横須賀税務署	046-824-5500	横須賀市新港町 1-8 (横須賀地方合同庁舎3階・4階)

### ◎ 県税についてのお問い合わせ

(問い合わせ例) 不動産取得税に関すること

	お問い合わせ先	所 在
横須賀県税 事 務 所	046-823-0210	横須賀市日の出町 2-9-19 (県横須賀合同庁舎1階)

自動車税の制度や手続きに関すること

	お問い合わせ先
自動車税コールセンター	045-973-7110





令和5年度版 市税のしおり  
令和5年6月16日発行

**編集・発行元**

横須賀市税務部 税制課・納税課・市民税課・資産税課  
〒238-8550 横須賀市小川町11番地  
☎ 046-822-4000（代表）

❗ この冊子は明記のある場合を除き、令和5年6月1日現在の法令等に基づき、作成しています。

❗ 本冊子に記載されている「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。